

熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（営繕工事編）

（平成31年（2019年）2月28日伺定）
（令和2年（2020年）3月20日一部改定）
（令和3年（2021年）3月23日一部改定）
（令和3年（2021年）7月28日一部改定）
（令和4年（2022年）2月 8日一部改定）
（令和5年（2023年）3月24日全面改定）

第1条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する。

なお、土木工事及び港湾工事における週休2日試行工事については、別途定める。

第2条（週休2日試行工事の定義）

（1）週休2日試行工事

週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

（2）週休2日（現場閉所型）工事

1）週休2日（現場閉所型）工事

対象期間において、4週6休以上の休日（現場閉所）を確保する取組みをいう（曜日の特定はない）。

やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3）対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。

4) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日（交替制）工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週6休以上の休日
を確保する取組みをいう。

2) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分
のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一
時的に従事した技術者、技能労働者は除く。

3) 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日
までとする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、
工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の
責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間
に含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点在している場合には、受発注者協議
で対象期間について適宜設定するものとする。

4) 休日率

休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

5) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分

現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分は、以下のとおりとする。

1) 4週8休以上

現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

2) 4週7休以上、4週8休未滿

現場閉所率又は平均休日率が25%（7日/28日）以上28.5%未滿の場合

3) 4週6休以上、4週7休未滿

現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日/28日）以上25%未滿の場合

第3条（対象工事）

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

熊本県土木部建築住宅局が発注する建設工事のうち、原則として、次号に該当す
る工事を除くすべての工事を対象とする。

(2) 週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な次の工事を対象とする。

- 1) 工期や作業工程に制約がある工事
- 2) 災害復旧工事

なお、応急工事については、週休2日試行工事の対象外とする。

第4条（発注方式）

週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型（先積み方式）」とする。

第5条（実施方法等）

（1）条件明示等

発注者は、週休2日試行工事（現場閉所型又は交替制のいずれか）の対象であることを入札公告等及び施工条件（現場説明書）に明示する。（別紙1、2参照）

（2）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

「週休2日試行工事」の実施を希望しない場合は、次号以降の規定は適用しない。

（3）看板等による表示

受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙3参照）

（4）休日取得計画

1) 週休2日（現場閉所型）工事

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙4参照）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

2) 週休2日（交替制）工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

（5）実施報告

1) 週休2日（現場閉所型）工事

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。

2) 週休2日（交替制）工事

受注者は、休日取得状況表（別紙5参照）により休日の取得状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。

（6）確認の方法

1) 週休2日（現場閉所型）工事

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日

(現場閉所)の実施状況を確認する。

2) 週休2日(交替制)工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

第6条(工事費の積算)

(1) 当初設計

発注時は4週8休達成を前提とした積算を行う。(別紙6参照)

(2) 変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数(別紙6)を見直し、請負代金額を減額変更する。

変更契約後、工事完成日まで、所定の現場の閉所状況又は平均休日率の割合を下回らないよう留意すること。

また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組みを希望しないものを含む)については、補正分を除し、請負代金額を減額変更する。

第7条(週休2日実施証明書の交付)

週休2日試行工事の取組みを実施した工事で、4週6休以上の休日(現場閉所)取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書(別紙7参照)を交付する。

※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について(通知)」参照

附則

本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年8月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和4年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和5年4月1日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

入札公告等の記載例（週休 2 日試行工事）

入札公告の「1 競争入札に付する事項（7）その他」、指名競争入札通知書又は見積依頼通知書に以下を追記する。

週休 2 日（現場閉所型）工事及び週休 2 日（交替制）工事

本工事は、週休 2 日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

入札に当たっては、「4 週 8 休」の実施予定の有無に関わらず、「4 週 8 休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として取り扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4 週 8 休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

施工条件（現場説明書）の記載例（週休 2 日試行工事）

施工条件（現場説明書）に以下を追記する。

（1）週休 2 日（現場閉所型）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（営繕工事編）（令和 5 年 4 月 1 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4 週 8 休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

（2）週休 2 日（交替制）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（営繕工事編）（令和 5 年 4 月 1 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4 週 8 休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

掲示板の例

(1) 週休2日（現場閉所型）工事の場合



(2) 週休2日（交替制）工事の場合



週休2日（交替制）工事 休日取得状況表（記入例）

工事名: ○○○工事(○○工区)

期 間: 令和○年○月○日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

【令和5年4月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	8	26.7%	27.4%	4週7休以上4週8休未満
	2 ■■	30	8	26.7%		
B建設(一次下請)	3 ○○	25	7	28.0%		
	4 □□	25	7	28.0%		

月毎に実績を確認

月毎に平均休日率を確認

【令和5年5月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	31	9	29.0%	28.9%	4週8休以上
	2 ■■	31	9	29.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	31	9	29.0%		
	4 □□	31	9	29.0%		
C建設(二次下請)	5 ××	21	6	28.6%		
	6 △△	21	6	28.6%		

【令和5年6月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	9	30.0%	29.2%	4週8休以上
	2 ■■	30	9	30.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	21	6	28.6%		
	4 □□					
C建設(二次下請)	5 ××	14	4	28.6%		
	6 △△	14	4	28.6%		



【対象期間全体】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	91	26	28.6%	28.6%	判定 4週8休以上
	2 ■■	91	26	28.6%		
B建設(一次下請)	3 ○○	77	22	28.6%		
	4 □□	56	16	28.6%		
C建設(二次下請)	5 ××	35	10	28.6%		
	6 △△	35	10	28.6%		

工事完成時に対象期間全体の実績を確認

工事完成時に対象期間全体の平均休日率を確認
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

■休日率及び平均休日率

・休日率(%) = 各技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 確認対象期間(工期日数)

・平均休日率(%) = 対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区分
28.5%以上	4週8休以上
25.0%以上28.5%未満	4週7休以上、4週8休未満
21.4%以上25.0%未満	4週6休以上、4週7休未満
21.4%未満	4週6休未満

営繕工事の労務費補正について

週休 2 日試行工事の取組みを実施した工事について、 労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、工事費の積算を行う。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	4 週 8 休以上 ※1	4 週 7 休 ※2	4 週 6 休 ※3
補正係数	1.05	1.03	1.01

※1 休日（現場閉所）の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合

※2 休日（現場閉所）の割合が25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合

※3 休日（現場閉所）の割合が21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満の場合

(2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第 4 編第 1 章 8（3）ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事（仕上塗料仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗料仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び 同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ポンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	フルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(設置極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパ-類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ- 等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

熊本県土木部建築住宅局〇〇課長 印

週休2日試行工事実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

- 1 工事名 : 〇〇〇〇改修工事
- 2 工期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
- 3 完成年月日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している。）

- 4週8休を達成した。
- 4週7休を達成した。
- 4週6休を達成した。